

ベルギー憲法裁判所の新権限： “連邦への忠誠”統制について

武 居 一 正*

1. はじめに

本稿は、2014年の第6次国家改革^{*1}に基づく憲法裁判所^{*2}の新権限のうち、ベルギーの連邦制維持にとって特に重要と思われる「連邦への忠誠 *loyauté fédérale*」原則統制に焦点を当てて分析するものである^{*3}。

まず、1993年に連邦への忠誠が憲法に書き込まれた理由を探る。次いで、前身である仲裁院および憲法裁判所により、連邦への忠誠がどのように扱われてきたのかを、判例の検討により、把握する。その上で、2014年の権限拡大の意味や射程を明らかにしたい。

2. “連邦への忠誠”の概念

A. 連邦への忠誠条項が憲法に挿入された理由

1993年に連邦制が採用された時、同時に“連邦への忠誠”が憲法に書き加えられた。以下では、それはどういう趣旨・理由からかを確認したい。

憲法旧107条の3の2、1項（現143条1項、連邦への忠誠条項）は、ベルギーが連邦制を採用した第4次国家改革の枠内で行われた憲法改正の結果で

*福岡大学法学部教授

ある。CEREXHE 議員（PSC^{*4}）他によって1993年1月7日に上院に提出された法案がその起源である。同法案は、憲法第三編「権力」に25条の4を加えようというものであり、以下のような規定であった^{*5}。

「25条の4 それぞれの権能行使において、連邦国、共同体および地域圏は、連邦への忠誠を遵守して行動する。」

提案理由として、「連邦への忠誠とは、《Bundestreue》の名でドイツ法では知られているが、それぞれの権能行使の枠内で、連邦国および連邦構成自治体 *entités fédérées* が全体としての〔連邦〕構成 *construction* の均衡 *équilibre* を侵害しない義務に相当する。それは、《合意 *convention* は善意で執行されねばならない。》と定める民法典1134条と類似するものである。連邦への忠誠は、権能が行使されるべき心持ち *esprit* を決定することにより、権能を超越するものである。」と説明された。

提案者の考えは明確で、連邦への忠誠は権能の配分または行使に関する連邦と連邦構成自治体間などの争い^{*6}を解決する「法的規定」として捉えられていた。この規定は、残余権限^{*7} *compétences résiduelles* の共同体や地域圏への付与を認める25条の3（現35条）との関連で提案されたものであった。提案者達は、共同体や地域圏が多くの権限を有することになったので、連邦への忠誠原則を憲法に同時に書き込むことが必要と判断したのである。

この法案は、以下に述べる事情から、見直され、連邦への忠誠を裁判上の制裁を受けることのない「単なる政治的規範」とする修正案^{*8}が提出されて、これが最終的に採択され、現在の規定になった。この背景には、DERMINE に拠れば、「25条の4は、仲裁院の権限の法外な拡張を認めるもので、《裁判官統治 *gouvernement des juges*》の出現に至るのではないかと心配があった」^{*9}からとのことである。要するに、当時の制憲者は仲裁院の側からのあまりに建設的な判例の展開を望まなかったので、連邦への忠誠条項に法的な意味を付与しなかったのである^{*10}。

現在の143条になった107条の3の2の提案趣旨説明を見てみよう。

「…1項は、連邦への忠誠原則を取り入れるものである。連邦への忠誠とは、《Bundestreue》の名でドイツ法では知られているが、連邦と連邦構成自治体にとって、それらの権能行使の枠内で、全体としての〔連邦〕構成の均衡を侵害しない義務に相当する。…連邦への忠誠は、権能配分の基準となるものではない。それは仲裁院、コンセイユ・デタまたはその他の裁判機関の統制管轄に属するものではない。連邦への忠誠は、どのような心持ちで権能が行使されねばならないかを定めることにより、権能に超越するものである。連邦への忠誠は、連邦権力、共同体、地域圏、合同共同体委員会の行動 *comportement* を専ら規律するものである。その不遵守は利害対立を発生させるだけである。このことは《利害対立を避けるため》という表現および連邦への忠誠が憲法に書き込まれた場所、つまり利害対立の解消規定、が十分に証明している。更に、《それぞれの権能行使において》という表現は、提案された憲法107条の3の2、1項が権能抵触と何ら関係がないということをはっきり示している。この条文は、連邦権力、共同体、地域圏、合同共同体委員会がその権力を逸脱しないという原則に由来する。…権力がその権能を越えると提案された本条の適用範囲ではなくなり、107条の3〔権能抵触〕の適用となる。』*11

このように制憲者の意思は非常に明確であった。連邦への忠誠は「政治的規範」なのである。

B. 143条に対する学者の評価

最初の法案および修正案双方の提案者であった CEREXHE は、仏語系ルーヴァン・カトリック大学（UCL）法学部教授として書いた国家改革の解説書において、次のように述べた。すなわち、

「本質的なことで、常に心に留めておかねばならないことは、連邦国は、

自律の尊重はしても、連邦への帰属の思い、共に生きる意思がなければ、成功の見込みがないということである。そこに憲法143条に書き込まれた連邦への忠誠の射程の全てがある。それは、連邦と連邦構成自治体がそれらの権能を定める憲法と法律の規定を守って行動するだけでなく、それらの行動が連邦構造の均衡と調和するものでなくてはならないということの意味している。]*¹²

提案者の思いが、“連邦制を守るため”ということがはっきり理解できる。

しかし、ALEN（ゲント大学〔RUG〕およびオランダ語系ルーヴァン・カトリック大学〔KUL〕法・教授）は、上記法案よりも4年前の1989年には既に「立法者は、一つの枠を提供することができるに過ぎず、それぞれの当事者が協力の必要性を認めるべきことを決して忘れてはならない。この自覚は、Bundestreueに緊密に結び付くものであり、国家改革の成功の不可欠の条件である。…全体としての国家制度の枠組みに基づく一般原則尊重の義務は、連邦国での第一の義務的協力の形である連邦への忠誠またはBundestreueの原則を想起させずにはおかない。この本質的原則をより広く適用するなら、現在協議委員会に付託されているいくつかの利害対立は裁判機関の管轄とされ、従って仲裁院を通じた解決がなされることになる。」*¹³と述べており、「連邦への忠誠を《権能配分の裁判的統制の枠内に》位置付けるべき]*¹⁴と主張していた。このような学説の影響を受けて法案は提出されたのだろうが、成立したのは後退したものに過ぎなかった。

そこで、ERGECE（仏語系ブリュッセル自由大学〔ULB〕講師）は、直ぐに疑問を投げかけた。「…全ての連邦構造の本質に属する政治的な思慮分別の原則を、法規範である憲法の中に書き込むことが当を得ているだろうか？連邦への忠誠は、分離的な臭い *relants centrifuges* を嗅ぎ取った制憲者の懸念をむしろ反映しているのではないか？]*¹⁵と。この問いの「続き」を想像するに、連邦への忠誠条項が書き込まれた場所に問題があるのではないかと

いうことであり、要するに法的規定ではないことを批判していると思われる。

同時期に、DELPÉRIÉE（UCL 法・教授）は、「連邦への不忠は、政治的妥協のルールのみによって追及されるべきものではなく、法的基準に従って、裁判的職務を授けられた機関によって制裁されるべきである。」^{*16}と指摘していた。後に更に敷衍して「憲法143条、1項の不適切な書き方 formulation にも拘わらず、連邦への忠誠の概念はそのオリジナルな意味を再発見する価値がある。連邦は、パートナーが《誠実に》働くことを受け入れる場合にしか組織されず、機能もしないからである。異なる権力は立法を行う資格がある。それらは自律しているが、互いに知らぬ振りにはできない。それらは、恐らく異なるやり方でそれぞれの権能行使に影響する何らかの限界内で、全体として捉えられた国家の調和の取れた運営に貢献することを承認しなくてはならない。連邦への忠誠は、この文脈において、権能の配分規定を超越する行動の要求として現れる。それは、連邦国に対しても、その構成要素に対しても、その他の当事者の存在と利害を考慮に入れるように強いるものである。それは、それらをして、それらの権能に属するがそれらの仲を害するおそれのある措置を取ることを控えるように強いるものである。それは、《それらの権能行使の枠内で、全体の構成の均衡を侵害しないようにする連邦と連邦構成自治体にとっての義務》に相当する。仲裁院は、望むなら、その思慮深い解釈の名の下に、このように理解された連邦への忠誠原則の遵守に留意することができよう。」^{*17}と述べ、仲裁院の建設的な判例展開に期待を寄せた。

また、DEPRÉ（UCL 法・助手）は、「連邦への忠誠は、優越するものに位置付けられる。もし、それが国および連邦構成自治体はそれらの権能を行使せねばならない一般的な枠として認識されるなら、権限ある権力はその限界を尊重する法的義務があると認めねばならない。実際のところ、権能行使に対する限界がもし自由に越えられるのであれば、限界の原則を設けることに何の意味があるだろうか。それ故、連邦への忠誠は、権能行使について法的

拘束を課すものであり、この義務の遵守はこの種の任務行使に慣れた裁判機関により統制されねばならない。連邦への忠誠は、《権能配分の裁判統制の枠内に》位置付けるべきと考えることが許される。】^{*18}と明解に連邦への忠誠原則の意味を整理し、採るべき道をはっきりと示した。

このように、連邦への忠誠原則を法的規範ではないとする1993年の制憲者の選択は、直ちに学説の批判を受けたのである。加えて、あるべき姿も明示されていた。

では、この憲法改正は仲裁院の判例にどのように影響したのであろうか。

3. 仲裁院・憲法裁判所の判例

コンセイユ・デタも仲裁院も連邦構成自治体（共同体および地域圏を指す）の権能行使に修正を加える際に、「公正 *équité* または比例 *proportionnalité* の原則」を用いているとの指摘^{*19}があり、この比例原則と連邦への忠誠原則の「2つの概念は大きく重なり合うところがある。連邦への忠誠は、権能の釣合の取れた *proportionné* 行使を課すものである。】^{*20}との意見もある。これが正しく、もし仲裁院および憲法裁判所が権能行使の具体的限界を課すために比例原則を用いているのなら、実質的に内容があまり異ならない連邦への忠誠原則を同様に用いることに抵抗はないのではなかろうか。

それ故、憲法裁判所が、比例原則をどのようなものとして理解し、どのように用いているのかを最近の判例を取り上げて確認することとする。

A) 比例原則違反の統制

① C.const., Arrêt no.116/2009 du 16 juillet 2009

〔事件〕フラマン政府がフランス共同体のラジオ放送に関するデクレの取り消しを請求した。原告は、憲法127条並びに比例、法的安定性 *sécurité juridique* および連邦への忠誠原則違反であり、フラマン政府と国の権能行使を不可能または著しく困難にしたと主張した（A. 2. -A. 5. 4.）。

〔判旨〕「B. 8. それぞれの権能行使において、立法者は、しかしながら、全ての権能行使に固有の比例原則を尊重しなくてはならない。この原則は、全ての権力に対し、他の権力が委ねられた政策を有効に実施するのを不可能または著しく困難にするようなやり方で委ねられた政策を実行することを禁止している。」と比例原則の意味を敷衍した上で〔以下では「比例原則判示」と略す〕、具体的な検討後、「訴えられた規定は、フラマン政府の権能行使を不可能または著しく困難にはしていない（B. 9）」と判断し、「比例原則に反していない（B. 11.）」および「原告は、連邦への忠誠および法的安定性からは比例原則違反の主張での議論以外のものを演繹していない（B. 12.）」と確認し、訴えには理由がない（B. 13.）と結論した。

ここで、憲法裁判所は「比例原則の定義」を明示している。つまり、比例原則とは、「ある権力が他の権力の権限行使を不可能にしたりまたは著しく困難にしたりするようなやり方で自らの権限を行使してはならない」という意味なのである。

② C.const., Arrêt no.202/2009 du 23 décembre 2009

〔事件〕法律の取消訴訟において、比例および連邦への忠誠原則違反が主張された。

〔判旨〕憲法裁判所は、①判例のB. 8. と全く同じ表現（「比例原則判示」）を用いて比例原則の意味を明らかにした上で（B. 13.）、「B. 16. 訴えられた規定は、権能行使において尊重されねばならない比例原則に反していない。」と判断し、その上で、「B. 17. 原告は、比例原則違反の主張での議論以外のものを連邦への忠誠からは演繹していない。」と確認し、訴えには理由がない（B. 18.）と結論した。

原告は比例および連邦への忠誠原則の両者の違反を主張したが、憲法裁判所は、連邦への忠誠原則については、その違反であることを証明する議論がなされなかったので、審査せず、違反についての論証があった比例原則に照

らして審査し、違反と認定した。

③ C.const., Arrêt no. 31/2010 du 30 mars 2010

〔事件〕 前提問題。原審で原告は、連邦がその権限行使（法律の制定）により、連邦構成自治体の権限行使を不可能または著しく困難にはならないとの比例の法の一般原則並びに連邦への忠誠原則に違反したと主張した。

〔判旨〕 憲法裁判所は、「均衡原則判示」を用いた上で（B. 13.）、②判決とほとんど同様の表現を用いて、「B. 15. 問題の規定は、権能行使において尊重されねばならない比例原則にも、比例原則違反の主張での議論以外の如何なるそれも演繹されていない連邦への忠誠原則にも、合致していないわけではない。」と確認し、前提問題には否定的回答をした。

以上の3判例からは、以下のようなことが言えるであろう。すなわち、

a) ①判決で定義された比例原則の意味は、②および③判決でも同様に用いられている。従って、比例原則の定義は確立され（「比例原則判示」）、これを憲法裁判所は一貫して用いている。

b) 3つの事件で、比例原則違反と連邦への忠誠原則違反が同時に申し立てられていた。①および②判決では、論証がないとの理由で連邦への忠誠原則に照らして判断することをしなかったが、③判決では、論証がないのにも拘わらず、連邦への忠誠原則に合致していないわけではないと確認した。連邦への忠誠に関しては、③判決は一步踏み込んだ判断をしている。

ここから、一つの仮説として、憲法裁判所にとっては、比例原則違反についての論証があれば、それは同時に連邦への忠誠原則違反になるということなのかも知れない。もう一つ大事な点がある。憲法裁判所は連邦への忠誠原則違反という主張を、権限外として却下することなく、取り上げているという事実である。

よって、次に連邦への忠誠原則違反との主張に対する仲裁院および憲法裁判所の対応および判断を検討することとする。

B) 連邦への忠誠原則違反の統制

議会文書によれば^{*21}、連邦への忠誠原則違反が初めて主張されたのは1992年2月20日仲裁院判決とのことである。

④ C.A., Arrêt no.12/92 du 20 février 1992

〔事件〕法律の取消訴訟において、フランス共同体執行部は、国王のアレテの承認の遅れはいわゆる“誠実 *fidélité*”または“連邦への忠誠”という憲法の一般原則違反と主張した（A. 1.）。内閣は、誠実または連邦への忠誠を認める憲法の一般原則はベルギー法に存在しない。あるとしても政治的規範であり、仲裁院はその違反を審査する権限がない（A. 4.）と反論した。

〔判旨〕「1. B. 10 原告は、…国王のアレテを、合理的期間内に、承認することを怠ったことにより、国家権力が“誠実または連邦への忠誠という憲法の一般原則”に反したと主張する。

前述の国王のアレテは、非合理的と見なすことのできない期間内に承認されたと考えなければならない。従って、訴えには理由がない。」と仲裁院は判断した。

要するに、訴えの対象となった承認の遅れという事実そのものが存在しないので、請求棄却になったのである。

「連邦への忠誠」という概念ないし考え方は、1993年に憲法に書き込まれるよりも前から存在していた。それが、いつからかを今ここで明確に答えることはできないが、国会文書からも分かる通り、この概念はドイツ法を参考にしたものである。すると、ベルギーが連邦構造に移り変わる過程でドイツ法を参照して連邦制について学んだことがきっかけであろう。とすれば、大まかに言うと80年代ということになるだろう。

さて、仲裁院は、確かに“誠実または連邦への忠誠という憲法の一般原則”に言及してはいる。しかし、引用符が付けられていることから分かるように、それは原告の主張を受けてそのまま引用しただけで、仲裁院が自らのイ

ニシアティヴで用いたわけではない。その上、連邦への忠誠についての検討は全くしていない。つまり、仲裁院はその定義についても内容の分析についても何もしていないのである。

ただし、DEPRÉ(S.)は、「仲裁院は、その様な憲法の一般原則の存在に異議を唱えたとも、その尊重を統制する権限がないと考えたとも結論するのを許すものではない」と言う。そして「もし訴えに理由があったとしたら、仲裁院の判断の展開と結論はどうなっていただろうか？」^{*22}と問いかける。

仲裁院は引用以外に何もしなかったのだから、やはり連邦への忠誠原則については何も判断しなかったと見るべきである。ここで注意しなくてはならないのは、既に見たように、1993年に憲法旧107条の3の2、1項（現143条1項）が挿入されたことにより、状況は激変したということである。制憲者が憲法への忠誠条項を裁判統制の外に置いたからである。

にも拘わらず、既に見たこれに批判的な学説の影響もあってか、仲裁院は徐々に態度を変化させていくことになる。DERMINE の整理に従い^{*23}、「1993年から2010年まで」と「2010年以降」の2つの時期に分けて、検討することにする。

（1）1993年から2010年まで

要するに、裁判官としては、1993年の制憲者の明確な意思を無視することはできなかった。はっきりと無権限とは述べなかったものの、憲法143条1項および連邦への忠誠原則違反の主張の根拠について検討することはなかった。

a) 訴えには理由がない（主張には根拠となる事実がない）とした事例には以下のものがある。

⑤ C.A., Arrêt no 12/96 du 5 mars 1996

オルドナンスの取消訴訟で連邦への忠誠原則違反が主張されたが（A. 4. 2. - A. 4. 6. ）、仲裁院は主張の事実を欠くとした（B. 4. 2. ）。

⑥ C.const., Arrêt no 2/2009 du 15 janvier 2009

オールドナンスの取消訴訟で比例原則および連邦への忠誠原則違反が主張されたが（A. 10. 2.）、憲法裁判所は「原告は訴えられたオールドナンスがこの領域において連邦政策を不可能または著しく困難にしたとの証明に至っていない（B. 11. 3.）」とした。

b) 比例原則など他の原則に照らして判断した事例には以下のものがある。

⑦ C.A., Arrêt no 62/96 du 7 novembre 1996

社会保障に関する法律が憲法の平等・無差別原則に適合しているかどうかの前提問題で問題の法律が連邦への忠誠原則を無視していないかが争われたが（A. 1. 8. - A. 1. 10.）、仲裁院は、平等原則違反ではなく（B. 3. 1. - B. 3. 2.）、「フランス共同体が問題の規定による連邦への忠誠原則違反を証明しようとした議論は、B. 3で棄却されたそれと同じである。（B. 4.）」と判断した。

⑧ C.A., Arrêt no 102/99 du 30 septembre 1999

法律の取消訴訟で憲法143条1項の連邦への忠誠および比例原則違反が主張されたが（A. 4. 1.）、仲裁院は、「連邦立法者は、…その権能を行使することにより、憲法およびまたはこれに基づいて共同体および地域圏に割り当てられた権能を、特にこれらの行使を不可能または著しく困難にすることにより、過度に侵害していない（B. 9. 2.）」そして「最後に、連邦への忠誠原則の主張された違反に関して、原告はこの批判に対して上で検討された理由とは異なる内容を与えていない（B. 10.）」と確認し、主張には理由がない（B. 11.）と判断した。

⑨ C.A., Arrêt no 35/2003 du 25 mars 2003

特別法の取消訴訟でベルギー国の法秩序を傷付けたことにおいて、憲法143条や連邦への忠誠原則などの違反が主張されたが（A. 19. 2.）、仲裁院は、「最

後に、連邦への忠誠原則違反との主張に関して、原告はこの批判に対して前に検討された不服と異なる内容を与えていない (B. 19. 9.)。』と確認し、主張には理由がない (B. 19. 10) と判断した。

⑩ C.A., Arrêt no 146/2004 du 15 septembre 2004

法律の取消訴訟で平等原則および憲法143条1項の連邦への忠誠原則違反が主張されたが⁸ (A. 5. 1. -A. 5. 3.)、仲裁院は、「原告により問題の規定が連邦への忠誠を侵害していると示すためになされた議論は、更に、B. 5で棄却されたそれと混同されている (B. 7. 4.)。』と判断し、この理由は受け入れられなかった (B. 7. 4.)。

この他に3 Aで既述の① C.const., Arrêt no 116/2009 du 16 juillet 2009 (B. 12.)、② C.const., Arrêt no 202/2009 du 23 décembre 2009 (B. 17.)、③ C.const., Arrêt no 31/2010 du 30 mars 2010 (B. 15.) がある。

以上の判例の検討から、この期間中、仲裁院と憲法裁判所は、類似した他の物差しに頼って、連邦への忠誠を取り扱いかねて遠ざけていたように思われる^{*24}。連邦への忠誠を政治の領域に限定するという制憲者の明示された意図が、仲裁院や憲法裁判所に憲法143条に明らかに基づいて判断するのを避けさせて、むしろ比例原則を適用して解決を図るようにさせたのであろう^{*25}。

このためらいと解決の模索のアンビバレントな時期に、少しではあるが変化の兆しがあった。それが仲裁院2004年6月30日判決である。

⑪ C.A., Arrêt no 119/2004 du 30 juin 2004

〔事件〕

フランス共同体委員会のデクレの取消訴訟で、「憲法143条1項の権能確定の概念としての連邦への忠誠という法の一般原則並びに合理性および均衡の原則違反」が申し立てられた (A. 3.)。、

〔判旨〕

仲裁院は、「B. 3. 1. 2番目の理由は、憲法143条1項に記載された連邦へ

の忠誠並びに合理性および比例原則違反である。

B. 3. 2. 連邦への忠誠原則とは、憲法の本条の制定作業によれば、連邦権力および連邦構成自治体にとって、それらがそれらの権能を行使する時に、全体としての連邦構成の均衡を妨げない義務を意味する。それは先ずもって権能の行使がどんな心持ちでなされなければならないかを示すものである（Doc.parl.,Sénat,S.E.1991-1992,no 100-29/2）〔以下「連邦への忠誠判示1」と表示する〕。

B. 3. 3. 連邦への忠誠原則は、合理性および比例原則と組み合わせて読めば、各立法者は、その固有の権能行使において、その介入〔立法〕によって、他の立法者の権能行使を不可能または著しく困難にしないように注意しなければならないことを意味する。〕〔以下「連邦への忠誠判示2《組み合わせ型》とする〕と述べて、具体的には、「(共同体委員会が問題の事項について評価権を持つという) そのような確認は、合理性および比例原則と組み合わせられた、連邦への忠誠原則に反しない (B. 3. 4.)。』と判断した。

仲裁院は、連邦への忠誠原則を敷衍し、その定義ないし意味内容を明らかにした。B. 3. 3. からすれば、このように定義された連邦への忠誠原則の意味内容は、2009年に憲法裁判所により定義された比例原則のそれとほとんど重なるものと分かる。

そして、「仲裁院は、連邦への忠誠原則の尊重を結論しただけでなく、初めて具体的な適用に至り、権能配分規定としてその遵守を審査したのである。』*²⁶しかし、これは数多くの判例の中のたった1つの例外的なものに過ぎなかった。ただ、直ぐにではないにしても将来の確かな発展を予感させるものではあった。

この時期には、この他に、以下のような憲法143条1項違反が主張された事案があったが、様々な理由からその主張が取り上げられて審査されることがなかった。

⑫ C.A., Arrêt no 52/2000 du 3 mai 2000

法律の執行停止請求で、憲法143条1項などの違反が主張されたが、仲裁院は、「…この規定は、地域圏にとって、その権能に属する事項において有効な政策を実施するのを不可能にするような仕方では理解されるものではない… (B. 6. 3.)。」と判断した。この理由は従って取り上げられなかった。

⑬ C.A., Arrêt no 74/2000 du 14 juin 2000

法律の執行停止請求で、憲法143条1項などの違反が主張されたが、仲裁院は、「…原告は、…どのように地域圏が、(問題の法律のせいで) 権能行使を妨げられているのかも、どのように権能行使が著しく困難にされているのかも示していない (B. 5. 4.)。」と指摘した。

⑭ C.A., Arrêt no 36/2001 du 13 mars 2001

デクレの取消訴訟で、憲法の権限配分規定違反が主張されたが(連邦への忠誠原則違反の主張はなし、A. 2. 1.)、仲裁院は「…(問題の法律による) 禁止は地域圏の権能行使を不可能または著しく困難にしていない (B. 5.)」と判断した。

⑮ C.const., Arrêt no 143/2007 de 22 novembre 2007

法律の取消訴訟で、憲法143条1項などの違反が主張されたが、憲法裁判所は、共同体の権限を侵害しているとの主張を、143条に触れることなく、法律の解釈をすることにより棄却した (B. 15.)。

⑯ C.const., Arrêt no 82/2010 du 1^{er} juillet 2010

法律の執行停止請求で、憲法143条1項、連邦への忠誠原則違反などが主張されたが、憲法裁判所は、執行停止に要求される2条件が満たされていないとして、請求を却下した (B. 8.)。

(2) 2010年以降

連邦への忠誠原則に照らして権能行使を審査する画期的な判決 *jurisprudence innovante*^{*27}が下され、この意味で大変重要な判例変更が行われた。

⑰ C.const., Arrêt no 95/2010 du 29 juillet 2010

⑱ C.const., Arrêt no 124/2010 du 28 octobre 2010

この2つの判決は、基礎教育 enseignement fondamental に関するフラマン共同体のデクレに対する執行停止請求と取消の訴えに係わるから、1つの訴訟事件とすることができる。

〔事件〕原告は、ブリュッセル周辺コミューンに居住する学齢期の子供を持つ633名の親および周辺コミューンのフランス語系学校の53名の教師、Drogenbos など6つの周辺コミューンである。行政における言語使用に関する1963年8月2日法7条、3項、Bは、周辺6コミューンでは、就学前 gardien および初等教育はフランス語で施されなくてはならないと定めている。およそ50年前からフランス語での教育がこれらのコミューンではなされていた。これらの周辺コミューンのフランス語系学校は、行政的観点ではフラマン権力に属している。問題のデクレは、フラマン語地域においてフランス語教育を施す学校での基礎教育に関する1997年2月25日フラマン共同体のデクレについての議論を《明確にする》ためにこの状態〔フランス語による教育〕を終了させる目的を持つものである。そこで原告は、既存の保証の侵害などを理由に、このデクレの執行停止と取消を求めた。

〔判旨〕

⑰執行停止請求判決では、憲法裁判所は、

「B. 42. 1. 憲法143条1項の定めによれば、それぞれの権能行使において、連邦国、共同体、地域圏および合同共同体委員会は、連邦への忠誠を遵守して行動する。

連邦への忠誠原則は、憲法の本条の制定作業によれば、連邦権力および連邦構成自治体にとって、それらがそれらの権能を行使する時に、全体としての連邦構成の均衡を妨げない義務を意味する。それは先ずもって権能の行使がどのような心持ちでなされなければならないかを示すものである（Doc.

parl., Sénat, S.E.1991-1992, no 100-29/2、以下「連邦への忠誠判示1改」*²⁸と呼ぶ)。

B. 42. 2. フラマン政府が…を行った措置は、上記引用の連邦への忠誠原則と相容れない。

…フラマン政府のアレテにより引き起こされた憲法143条1項に定められた連邦への忠誠原則へのそのような侵害は、回復困難な重大な侵害をもたらす。

B. 42. 3. …訴えられた規定を停止すべきである。」と判断した。

⑱取消訴訟判決では、憲法裁判所は、B. 39. 1. で、⑰判決のB. 42. 1. と全く同じ表現（連邦への忠誠基本判示1改）を採用して、連邦への忠誠の意味内容を敷衍し、B. 39. 2. で、⑰判決と同様に、フラマン政府の措置が連邦への忠誠原則と相容れないことを確認し、B. 39. 3. で、⑰判決に倣って、「…訴えられた規定を取り消すべきである。」と結論した。

これらの2つの判決で、初めて、憲法裁判所は、自らのイニシアティヴによって、憲法143条1項に定められた連邦への忠誠原則と相容れないという理由のみで、法規定を執行停止し、次いで取り消したのである。

自らのイニシアティヴというのは、原告が、連邦への忠誠原則違反を直接には主張していないからである。提訴理由のどこを見ても、憲法143条1項も連邦への忠誠原則という文言も出てこない。原告は、教育の事項における共同体間の協同 collaboration または共同決定 co-décision に言及しているだけである (A. 29. 1.)。決定をする前に他の共同体との協同がなかった点を憲法裁判所は連邦への忠誠原則違反と捉えたのではなかろうかと思われる*²⁹。

いずれにしても、連邦への忠誠原則違反のみを理由に法規範を取り消した事実は、前に見たこれまでの仲裁院および憲法裁判所の対応からすれば、正に「新たな時代を切り拓くもの」*³⁰と評価できよう。

さて、ここでの問題は、何故判例変更が可能になったのかということであ

る。

ベルギーではこの点について考察がなされていないが、2つの背景的な理由を挙げることができると思われる。

1つ目は、仲裁院が人権保障機関として着実な成果を挙げ、これが肯定的な評価を受け^{*31}、仲裁院に対する警戒、つまり裁判官統治への懸念、が薄れたことが挙げられる。1988年に教育に関する権能が共同体に移された時、仲裁院は平等・無差別原則および教育の自由・教育に対する権利を侵害する法規範を統制する権限を認められた（第3次国家改革）^{*32}。無差別原則を定める憲法6条の2（現11条）は、「ベルギー国民に認められた権利および自由の享有は、差別なしに確保されなければならない。」と規定しており、無差別原則は全ての権利および自由に対して適用されると解釈されたから、仲裁院は、基本権への差別的な全ての侵害を制裁しなければならないと考え^{*33}、積極的な人権保障に乗り出したのである。2003年の仲裁院に関する特別法の改正で、憲法第Ⅱ編（人権規定）の全部への審査権の拡大が行われたが、それは実際には何年も前から仲裁院がしてきたことを後で正式に認めたに過ぎない。ここに、判例による積極的な人権保障を行う仲裁院への肯定的な評価があったことの証明がある。

2つ目は、仲裁院の裁判官の構成である。連邦への忠誠原則の裁判的統制の意義を理解している人々がいたことが挙げられる。先ず、連邦への忠誠原則を法的制裁を伴うものとして最初に国会に提案した CEREXHE 上院議員は、その直後93年12月1日から2001年4月18日まで仲裁院の裁判官を務めた。UCL 法学部教授として憲法に関する論考も多く発表していたから、仲裁院が人権保障機関としての名声を獲得するまでに、相応の影響力があっただろうと思われる。次に、KUL 法学部教授（2015年まで）で著名な憲法学者の一人であった ALEN は、2001年3月6日から現在も仲裁院の裁判官である（2014年1月9日から2016年1月31日までオランダ語系院長職にあった）。

1989年には既に連邦への忠誠原則を権能配分の裁判的統制に位置付けるべきと主張していた人であったから、この彼の意見は当然評議の中で表明され、少なからず判決に反映されたはずである。そう言えば、判例変更があったのは彼が裁判官になってからである。また、仲裁院の調査官 *référendaire* について言えば、オランダ語系の者の中数名は間違いなく KUL で ALEN 教授その人から憲法学の指導を受けたはずである。調査官の試験に合格するためには博士程度の学力が必要なので、講義をただ受講した程度関係ではあるまい。フランス語系の者の数名（筆者が確認できるのは全8名中少なくとも4名）は、UCL で仲裁院が連邦への忠誠原則の遵守に留意して審査することを求めている、これまた著名な憲法学者の一人である DELPÉRIÉ 教授の下で助手などとしてその薫陶を受けた者達である。その様な経歴を持つ調査官が、裁判官の補佐を行うのである。裁判官の半分は政治家の資格で任命されているから、中には法律家の経歴を持つ者もいるが、必ずしも憲法学に詳しいとは限らず、調査官による学説の整理・解説や関連判例の分析などからある程度の影響を受けたであろうことは想像に難くない。

ところで、その後の判決には、この新たな時代に位置付けられるものがいくつかある。

①9 C.const., Arrêt no 57/2011 du 28 avril 2011

基礎教育に関するフラマン共同体のデクレの取消訴訟で、憲法143条1項および連邦への忠誠原則、比例原則などの違反が主張されたところ（A. 12.）、憲法裁判所は、「B. 6. 判決 no 124/2010 [既述] により取り消された規定を対象としていることにより、訴えは対象を欠く。」と判断した。

連邦への忠誠原則違反のみによって法規範を取り消した判決を引用して、これにそのまま従って判断している。なお、主張された比例原則違反への言及はない。

②0 C.const., Arrêt no 60/2011 du 5 mai 2011

基礎教育に関するフラマン共同体のデクレの取消訴訟で、憲法143条1項および連邦への忠誠原則、比例原則などの違反が主張されたところ（A. 2. 3.）、憲法裁判所は、B. 6. 3. 3. で上述の「連邦への忠誠判示改1」を引用し、「フラマン政府の措置がこの原則と相容れない」と判断した。加えて、「B. 20. 6. 4. 《周辺コミュニオン》のフランス語系学校に、連邦への忠誠を遵守して、例外…を認める経過規定の欠如において、…2番目の主張には理由がある。」との判断もしている。なお、主張された比例原則違反への言及はない。

②1 C.const., Arrêt no 7/2012 du 18 janvier 2012

フラマン共同体のデクレの取消訴訟で、憲法127条（共同体の権能）と合わせ読まれた憲法143条1項および連邦への忠誠原則違反が主張されたが、憲法裁判所は、B. 11. 1. で「基本判示1改」を引用した上で、「B. 11. 2. …デクレ制定者は、関係権力と協議をせずに、その権能に属する施設が直面する問題の解決を模索したことによって、連邦への忠誠に反してはいない。」と判断した。

なお、連邦への忠誠原則違反が主張されたが、憲法裁判所が判断に際しこれに直接には依拠していない事例もある。

②2 C.const., Arrêt no 128/2011 du 14 juillet 2011

法律の取消訴訟で、憲法143条1項および連邦への忠誠原則違反が主張されたところ（A. 2. 1. 1. et A. 2. 1. 3. .）、憲法裁判所は、原告は問題の規定がスポーツに関する共同体の権能行使を不可能にしており、これが連邦への忠誠原則に反する限りで、憲法143条1項違反と主張しているが（B. 6. ）、「B. 10. …原告は訴えられた規定がスポーツに関する共同体の権能行使をどのように不可能にしているかについて証明していない。」として、訴えに理由がないとした。

②3 C.const., Arrêt no 57/2012 du 3 mai 2012

デクレの取消訴訟で、憲法143条1項および連邦への忠誠原則、比例原則

違反が主張されたところ (A. 6. 1.)、憲法裁判所は、問題のデクレの規定の特別法への適合性について、比例原則および憲法143条 1 項と合わせ読んだ場合とそうでない場合に、判断を下すように求められたと理解して (B. 17.)、これらの事項において、連邦権力のみが…規律する権限を有しているが (B. 19.)、問題のデクレは連邦の所管事項について規律している (B. 20.)、訴えられたデクレの規定は特別法と相容れないから (B. 21.)、訴えには理由があると判断した (B. 22.)。

②4C.const., Arrêt no 83/2013 du 13 juin 2013

法律の取消訴訟で、比例原則および連邦への忠誠原則、協議義務違反が主張されたところ (A. 6. 1. 1.)、憲法裁判所は、「…公害に対する闘い政策の地域圏による実施を不可能または著しく困難にしていない。従って、訴えられた規定は権能行使における比例原則に反していない (B. 3. 7.)。」と判断し、訴えには理由がないとした。

これら3つの事件で原告が連邦への忠誠原則違反を主張するのが適切であったのかどうかはなお慎重な検討を要すると思われるが、いずれにせよ、憲法裁判所は連邦への忠誠原則違反の主張について権限外であるとしたわけではない。

このような判例状況の下で、DEPRÉ は、「憲法143条は、連邦構成自治体の権能行使のやり方に関係があり、それらは《連邦への忠誠を遵守して》《利害対立を避ける》ために権能行使をしなければならないのである。連邦への忠誠は、連邦国の異なる構成要素に対し、全体としての国家構造の均衡を害する固有の権限の濫用を慎むことを課す法的ルールとして一般に理解されている。*³⁴と述べ、「連邦国にあっては、…連邦への忠誠は当然の事である。…それが当然の事なら、なぜ法の中に書き込まないのであろうか?」*³⁵と疑問を投げかけていた。

4. 第6次国家改革（2014年）による連邦への忠誠原則の裁判規範化

2010年4月26日に国王がルテルム首相の辞任を受理してから始まったベルギー史上最長のI年半（正確には589日）に亘る政治危機^{*36}の中で、PS^{*37}のDI RUPOが2011年10月11日に何とかまとめ上げた国家改革合意に基づき、DI RUPO内閣成立後、制度改革実施委員会が設置され国家改革の具体的準備が開始された。

一般政策宣言（12月1日）で、国家改革の詳しい内容が述べられた。その「1. 7協力 coopération の連邦制と連邦への忠誠」との題で次のような記述があった。

「この国家改革は、また、連邦国と連邦構成自治体間の調整 coordination の必要性を強化するものである。…この枠内で、それぞれの権能を尊重して、…調整された戦略の協議 concertation、調整 coordination、推進 impulsion の中心としての協議委員会 Comité de concertation の役割および運営が法律で精確にされる。…連邦への忠誠原則の統制が憲法裁判所に委ねられる。すなわち、憲法第142条2項3号により、憲法裁判所に関する1989年1月6日特別法第1条が改正され、《憲法第143条に定められた連邦への忠誠原則》条項が3号として書き加えられる。」

これに基づき、「第6次国家改革に関する特別法」が提案され^{*38}、その第45条および第46条により、2003年3月9日特別法により改正された憲法裁判所に関する1989年1月6日特別法第1条（取消の訴え）および第26条（前提問題）に、連邦への忠誠原則統制が追加されることになった。

提案趣旨説明は、「[2003年の人権保障権限拡大後] 年が経つと共に、憲法裁判所は、また、他の規定と組み合わせられたまたは単独で援用された憲法143条1項に定められた連邦への忠誠への法律、デクレおよびオルドナンスの適合性を統制し始めた。…この特別法の提案は、憲法裁判所に憲法143条1項に定められた連邦への忠誠への法律、デクレおよび憲法134条の規定の適合

性を統制する権限を明らかに授權することを目指すものである。かくして、憲法裁判所は、ある立法者が、その介入〔立法〕により、他の立法者の権能行使を不可能または著しく困難にしたかどうか審査することができる。この特別法の提案の目的は、特別法によって、連邦への忠誠原則の射程を変更するものではない。〕^{*39}と明瞭に述べていた。

ここでもまた、特別法制定者は、憲法裁判所が従来より行ってきた連邦への忠誠原則に照らしての統制に意義を認め、正式に権限として追認したのである。委員会では、制憲者は既に143条で利害対立の特別の解決策を定めているのだから、その権限を憲法裁判所にも委ねることはできないとの反対意見もなくはなかったが、憲法142条2項3号^{*40}は、特別法に基づけば、どんな憲法規定についても憲法裁判所の審査権を拡大できるとしているし、その可能性を否定するものではないとの反論があった^{*41}。そして権能配分をめぐる争いに最終的な法的解決がなくてはならないこともまた皆が認めるところであった。

こうして、第6次国家改革は、連邦への忠誠原則を憲法裁判所の審査の参照規範と認め、同原則は正式に権能配分規定に加えられたのである。

ここで、その後の憲法裁判所の判決を確認しておきたい。

②⁵C.const., no 97/2014 du 30 juin 2014

憲法裁判所は、B. 4. 3. および B. 4. 4. で「連邦への忠誠判示1改」を、B. 4. 5. で「連邦への忠誠判示2《組み合わせ型》」を採用した。

②⁶C.const., no 80/2015 du 28 mai 2015

憲法裁判所は、B. 3. 2. で「連邦への忠誠判示1改」および「連邦への忠誠判示2《組み合わせ型》」を採用した。

②⁷C.const., no 98/2015 du 25 juin 2015

憲法裁判所は、B. 30. 1. および B. 30. 2. で「連邦への忠誠判示1改」を、B. 30. 3. で「連邦への忠誠判示2《組み合わせ型》」を採用した。

⑳C.const., no 21/2016 du 18 février 2016

憲法裁判所は、B. 12. で先ず「連邦への忠誠判示 1 改」を少し表現を変えて*42採用し、次に《非組み合わせ型》、つまり連邦への忠誠原則を“単独援用”して、「各立法者は、その固有の権能行使において、その介入〔立法〕によって、他の立法者の権能行使を不可能または著しく困難にしないように注意することを強制するものである。」と述べた*43。

㉑C.const., no 56/2016 du 28 avril 2016

憲法裁判所は、㉑と全く同じ表現を採用した（B. 6. 1.）。

最後の 2 つの判決では、連邦への忠誠原則の単独援用にに基づき判断しており、他原則との組み合わせをしていないことが特徴である。

以上から確認できることは、憲法裁判所が、連邦への忠誠原則を、単独または他原則と組み合わせ、2014年以降一貫して用いているということである。こうして、連邦への忠誠原則は、権能配分規定として、異なる立法者間の権能抵触の解決に用いられることとなった。

ベルギーの権能配分は、排他的配分が原則である。排他的とは、各自自治体が自らの権限の各々について唯一の決定・執行権者であるということである。それは各自自治体が平等ということをも意味する。排他的配分が原則とはいっても、その権限の境界が判然とはしていなかったり、ある立法者がその権能行使に必要な限りで権限を持たない事項について規律することを認める「暗黙の権限 *compétences implicites*」や複数の立法者が同時に権限を有する「競合的権限 *compétences concurrentes*」、権限が明確に割り当てられていない「残余権限 *compétences résiduelles*」、連邦が大原則と自治体が活動を展開する条件を定めるのみの「枠付権能 *compétences-cadre*」など（排他性の相対化）があり、立法者間の権能対立は元々不可避なものになっている。第 6 次国家改革は、共同体や地域圏の自治を更に促進し、権能をより均質なものとするために、これらの解消ではなく、反対に競合的権限や枠付権能の数を

増やしてしまった^{*44}。要するに、対立発生の可能性は増加したのである。加えて、各自治体間での「協力協定 accords de coopération」締結の義務化が数多く定められた^{*45}。それは、権能の細分化および時として詳細すぎる表現、一貫性を欠く権能配分を修正し、自治体それぞれの権能の調和が取れ、誠実で有効な行使を促進する目的を持つものであった^{*46}。

すると、憲法裁判所は協力合意を承認する法規範の統制をこれまで以上に担当することになる。この統制において、憲法裁判所は合意の内容について判断することを躊躇していないので^{*47}、そこに、判例をもっと展開する機会を見出すであろう。権能抵触解決においてもしかりである。これらにおいて憲法裁判所は、連邦への忠誠原則を用いて統制の実を挙げねばならないのである。とすれば、人権保障を更に充実させるために用いたように、憲法裁判所は、連邦への忠誠原則を単独でまたは合憲性審査のための他の参照規範と組み合わせて、新たな地平を拓く^{*48}ことに至るかも知れない…^{*49}。

5. 結びに代えて

例えば、1970年に開始された第1次国家改革において、既にフランドルとワロニーの共同体的対立を和らげる試みがなされていた。それが、共同体への事実上の「拒否権付与」であった。

まず、「内閣の言語同数性」（憲法99条）がある。内閣はオランダ語系とフランス語系の同数の大臣から成るので、コンセンサスによってしか決定をなしえない。だから、2つの言語共同体の代表である大臣を通じて常に対話など相互理解の試みが行われることになるのである。次に、「警鐘手続き」（憲法54条）を挙げることができる。1つの言語グループが議院に提出された法案が共同体間の関係を重大に損なうと判断したとき、議事手続きは停止され、内閣が共同体の対立を解消するために調停役を務めるのだが、この手続きも同様に言語共同体に拒否権を認めている。更に、憲法に準じる重要事項を定

める「特別多数を必要とする法律（特別法）の制定」（憲法4条最終項）は、両議院の言語グループのそれぞれの同意を必要とするから、ここでも拒否権が与えられていると言える。加えて、1980年の第2次国家改革の「利害対立の解消手続き」（憲法143条2項）がある。上院が先ず政治的解決を図るのが、ここでも言語グループの同意が必要であり、つまり拒否権を付与していることになる。これらはどれも言語的多数者が言語的少数者に意思を押し付けられない仕組みとして考え出されたもので、“政治的解決”で両者の調和を図ろうとする試みなのである。

80年には共同体に加えて地域圏も設立されることになったので、権能抵触を法的に解決するための「仲裁院」（憲法142条）が設けられ、各立法者による憲法およびこれに基づいて定められた権限配分規定の尊重を確保することになった。これは共同体的対立を解消する仕組みであるが、“法的解決”が念頭に置かれているところが異なるところである。その後、仲裁院は人権保障機関としても信頼され、連邦への忠誠原則を用いて権能抵触の解決を更に充実したものにした。ある連邦構成自治体が、その権能の範囲内で他を顧みずに権能行使をすれば、他自治体の権能行使を不可能または著しく困難にしかねない。これを放置すると相互不信や対立が激化し、ひいては連邦制の根幹を揺るがしかねないので、見過ごしにしないためである。従って、正式に認められた連邦への忠誠原則統制は、連邦制の維持に不可欠で重要な手段だと言える。憲法裁判所がこの任務を着実に果たすことが期待されており、上述のように既にいくつか判決も下されたところである。この新たな任務こそが、連邦制の将来が託された第6次国家改革の目玉の1つなのである^{*50}。

では、この連邦への忠誠原則統制は、この権能配分に係わるだけなのであろうか。

DERMINEは、もっとグローバルな射程がありそうだと述べている^{*51}。彼に拠れば、第6次国家改革に至った「国家改革合意」（2011年10月）で、

連邦への忠誠が、権能配分とは異なるタイトル「協力の連邦制と連邦への忠誠」の部分に置かれたことが象徴的な意味を持つとし、権能配分から独立した参照規範と理解できるとする。権能配分制度の一原則と考えられていたら、憲法裁判所に関する特別法第1条の1号に書き加えられたはずなのに、取消の訴えの対象である権能配分と人権に並べて、新たな項目として連邦への忠誠が書き入れられている。このことから、連邦への忠誠は、少なくとも完全には権能配分規定に統合されてはいないものと理解できるとする。このような理解を前提に、先ず、連邦への忠誠は、権能行使のやり方の適法性を審査するものだから、予め結ばれた協力合意 *accords de coopération* に反する共同体等の規定は不誠実な行為であり、パートナーの信頼を裏切り、協力の必要性を損なうものとして、協力合意に反するだけでなく、連邦への忠誠にも反すると憲法裁判所により制裁されることになろうと述べる。これが新たな審査類型としての「協力合意への適合性審査」である。次に、制度改革に関する1980年8月8日特別法92条の2によれば、協力合意には任意のものと義務的なものの2種類があるが、「望ましい」と理解される3番目のものがある。それは、権能が重なり合っていて関係自治体が協力して処理することが〔有効性ないし能率などの観点から〕望ましい場合である。もっと言えば、協力によってしか行使しえない重なり合った権能が問題となりうる。この場合に、憲法裁判所が、「積極的協力義務 *obligations positives de coopération*」と理解して、連邦への忠誠原則に照らして審査することがありうるとする。また、重なり合いにはグレーゾーンが存在するから、これも審査対象になろうとする^{*52}。「望ましい協力の審査」とでも名付けられようか。

簡単な印象を述べると、既に触れたように、憲法裁判所は、任意にしる義務的にしる協力合意を承認するデクレなどの審査の際に、合意の内容についてまで審査しているのだから、DERMINEの主張する「協力合意への適合性審査」までの径庭はそう大きいものとは思えない。事前の協力合意に従っ

て行動することが、連邦制の下で他の自治体の存在や利害を考慮に入れ、全体としての連邦制の均衡を守るべく留意するという「連邦への忠誠」そのものだからである。次に、法律は要求していないものの望ましいと判断される事はしばしばあると思われるが、法律が求めている場合にまで踏み込んで、協力の実態がないから連邦への忠誠原則に照らして違憲とまで言えるだろうか。躊躇せざるをえないものがある。しかし、権能の重なり合いにグレーゾーンが付きものだという指摘は頷ける。これは権能の競合問題として扱えば解決できることではないかと思われる。

現時点では断言できないけれども、DERMINE の予想する第 1 類型の審査のように、連邦への忠誠原則に照らした審査はなお発展の可能性があると見えよう。

何はともあれ、憲法裁判所の違憲審査に新たな連邦への忠誠原則統制が加えられたこと、そしてこの統制がベルギーの連邦制の将来を占う大変重要な意味を持っていることを報告・指摘して筆を置くこととする。

(2016年12月4日攔筆)

* 1 第 6 次国家改革の背景については、拙稿「ベルギーの政変 *crise politique* (2010年-2011年) について—その憲法的问题点を中心に—」福大法学論叢 56 卷 4 号、2012年 3 月、pp. 363-413. を、第 6 次国家改革については「ベルギーの第 6 次国家改革と周辺コミュニケーション市長任命拒否問題の解決」、福大法学論叢 60 卷 4 号、2016年 3 月、pp. 491-529. 試訳「ベルギー憲法」福大法学論叢 61 卷 1・2 号、2016年 9 月、pp. 497-524. 「ベルギーの第 6 次国家改革(2012-14) と連邦化のゆくえ」、憲理研編『対話的憲法理論の展開』、憲法理論叢書 24、敬文堂、2016年10月、pp. 217-229. を参照されたい。

* 2 憲法裁判所は、その前身である「仲裁院」が2007年に名称変更されたものである。因みに、同院は84年から2007年まで活動した。

* 3 曾我部真祐・田近肇編『憲法裁判所の比較研究』、信山社、2016年 2 月は、珍しくベルギーの憲法裁判を扱っており、当然2014年の権限拡大については触れているのだが (pp. 86-87)、残念なことに「連邦への忠誠統制」については言及がない。

さて、憲法裁判所の新権限とは、①「地域圏住民投票の統制」と②「下院議員選挙費用統制に関する権限」の2つである。

①地域圏住民投票は、憲法39条の2に定められ、これを受けて142条4項で憲法裁判所の事前審査権限とされた。提訴権者は関係地域圏議会議長のみである（憲法裁判所に関する特別法30条の3、2項）。議長の提訴がなければ、住民投票は行われることができない（同条4項）。何が審査されるかという点、1）特別法1条の規範（全ての参照規範）の遵守をしているかどうか、2）憲法39条の2によりまたはこれに基づいて定められた条件および態様が守られているかどうかである。住民投票は、「地域圏に排他的に授権された事項」に関わるものでなくてはならない。つまり、住民投票の対象に統制は関わるのである。提訴についての決定 *décision* [判決 *arrêt* ではないことに注意] は、60日以内に下される（特別法30条の3、3項）。判決が下されるまで住民投票は行われることができない。また、当然ながら、法律違反との判断が出れば、住民投票を行うことができない（同4項）。決定は本文と理由からなり（同118条の2）、公開法廷で言い渡される。決定は当然に執行され、最終的で如何なる訴えも認められない。住民投票に引き続いて定められるデクレヤオールドナンスは、憲法裁判所への取り消しの訴えや前提問題の対象となりうる。同様に行政行為は、コンセイユ・デタ行政訴訟部への訴えの対象となる。つまり、住民投票に基づきなされる行為は、制裁を受けないわけではないのである。

②下院議員選挙費用統制に関する権限は、憲法142条5項が憲法裁判所に判断権付与を認めており、これに基づき憲法裁判所に関する特別法第1編第1章にIV節（25条の2から25条の7まで）が挿入され、《下院選挙のために支出された選挙費用統制委員会の決定に対する訴え》との題が付けられた。提訴権者は、制裁を受けた議員候補者であり、委員会の決定通知から30日以内に提訴しなければならない。対象は、1989年7月4日法14/1条の適用により統制委員会のなした決定である（その他の同委員会の決定はコンセイユ・デタ行政訴訟部への取り消しの訴えの対象となる）。訴えは10日以内に下院議長に通知され、統制委員会と原告はそれぞれ意見書および反論書を提出できる。訴訟手続きは憲法裁判所に関する特別法67条から118条までの取り消しの訴えのそれが準用される。判決は30日以内に下され、訴えに理由のあるとき、憲法裁判所は対象となった決定を取り消し、統制委員会の決定を破棄する。判決には理由が付される。以上の記述は、UYTTENDAELE(M.) et VERDUSSEN(M.), *Dictionnaire de la Sixième Réforme de l'État*, Larcier, 2015, pp.289-295.に拠った。

* 4 フランス語系キリスト教社会党。2002年に cdH 民主人道主義センターに改名。

* 5 Doc.parl.Sénat.sess.extr.1991-1992, no 100-29/2,pp.1-2.「残余および競合権能に関する新条文を挿入するための憲法第3編の改正」と題されていた。

* 6 70年と80年の国家改革により、立法権が分割され、連邦、共同体、地域圏が、それぞれ

法律の効力を有する規定を定めることができることになった。それ故、法規範の抵触を予防し、解決する手続きが必要とされたのである。

- * 7 残余権限とは、憲法またはこれに基づき定められた法律により正式に授権された権限以外のもの、すなわち、残されたものを指す。憲法35条により、国にあった残余権限が共同体や地域圏にあるとされたのである。逆転の発想がそこにあることに注意したい。本来なら、連邦を構成する共同体などに憲法やこれに基づく法律により正式に付与された権限の残りの部分は、国に留まるべきものである。それが、国は憲法などにより正式に授権された権限しか持たないことになった。つまり、始原的権限は共同体などにあることにされたからである。
- * 8 Doc.parl.Sénat.,sess.extr.,1991-1992,no 100-27/7.「利害対立の予防および解決に関する規定を加えるための憲法第三編第三章の2の改正」と題されていた。
- * 9 DERMINE(P.),LA LOYAUTÉ FÉDÉRALE ET LA SIXIÈME RÉFORME DE L'ÉTAT-ESSAI D'INTERPRÉTATION, Administration Publique,T2/2015,p.213.本論文から多くの示唆を得た。
- *10 DERMINE(P.), loc.cit.
- *11 Doc.parl.Sénat.,sess.extr.,1991-1992,no 100-27/7,p.3.この修正案もまた最初の提案と同じように CEREXHE 議員他によりなされたもので、連邦への忠誠は、権能配分の基準ではなく、裁判統制を受けるものでもないと精確にされている点が全く異なる。連邦への忠誠を政治的規範と捉え直したのは何故なのか議会文書からは判然としないが、裁判官政治への危惧が表明されたので、連邦制の下で各権力が勝手気ままに権限行使するようになってはならないとの思いも共有されていたから（その証拠に連邦への忠誠の概念そのものは全く修正の対象にはなっていない。「義務」との表現も残されている。）、連邦への忠誠を何とか残すために譲歩したのではあるまいか。
- *12 CEREXHE(E.), *TOUT savoir sur La Réforme de l'Etat belge*, Story scientia, 1993,p.111.
- *13 ALEN(A.), La Belgique après la troisième réforme de l'Etat:un nouveau modèle étatique coopératif?, *La Revue Politique*,1989, no.1-2, p.8 et s.
- *14 ALEN(A.), D'UNE COUR D'ARBITRAGE À UNE COUR CONSTITUTIONNELLE, R.B.D.C., 1999, no.1, p.60, 3.4.;ALEN(A.) et BARBEAUX(M.), Le Comité de concertation bilan à la lumière de l'expérience, *Les conflits d'intérêts. Quelle solution pour la Belgique de demain?*, La Charte, 1990, p.173.
- *15 ERGEC(R.),Le Paysage institutionnel après la Quatrième Réforme de l'État, R.B.D.I.,1994/1,p.27.
- *16 DELPÉRÉE(F.), La Belgique est un État fédéral, J.T., 1993,p.644.
- *17 DELPÉRÉE(F.), *Le Droit Constitutionnel de la Belgique*, Bruylant, 2000,pp.658-659.

- *18 DEPRÉ(S), LES CONFLITS D'INTÉRÊTS : UNE SOLUTION À LA LUMIÈRE DE LA LOYAUTÉ FÉDÉRALE ?, R.B.D.C., 1995, no 2, Bruylant, p.163.
- *19 Doc.parl., Sénat, sess.extr.,1991-1992, no 100-27/8, p.11.
- *20 DEPRÉ(S), op.cit.,p.165.
- *21 Doc.parl., Sénat, sess.extr., 1991-1992, no 100-27/8, p.11.
- *22 DEPRÉ(S), op.cit., p.165.
- *23 DERMINE(P), op.cit., p.214.
- *24 Voir ibid.,p.214.
- *25 DUMON(H), EL BERHOUMI(M.) et HACHEZ(I)(sous la direction de) *LA SIXIÈME RÉFORME DE L'ÉTAT: L'ART DE NE PAS CHOISIR OU L'ART DU COMPROMIS* ?, Les Dossiers du Journal des Tribunaux no.98, Larcier, 2015, p.44.
- *26 DERMINE(P), op.cit., p.215.
- *27 DERMINE(P), loc.cit.
- *28 「改」で、どこが異なるかというと、最初の2行で143条1項の意味が説明されている部分が付加されているところである。
- *29 Voir B.35.4. et B.36.
- *30 DERMINE(P), loc.cit.
- *31 曾我部・田近編前掲書で、奥村公輔准教授は、学説には批判があったと紹介されているが (p. 85)、もしそのような批判の声が大きく、また根拠があれば、なぜ後に仲裁院による権限拡大が法律によって追認されることになったのであろうか。一部に批判はあったにしても (それは重大なものではなく)、権限拡大には憲法6条の2 (現11条) という法的根拠があり、また (多くの憲法学者を含めた) 大方は仲裁院による人権保障の充実を肯定的に捉えていたからではなかろうか (准教授が論文を参照されている ALEN 教授もその1人である)。ALEN 教授も述べるように、確かに明文規定の根拠がある方が望ましいのは言うまでもないので、後に機会を捉えて追認が行われたのである。
- *32 拙稿「ベルギー仲裁院の権限拡大－個人提訴制度はなぜ導入されたか?－」福大法学論叢44巻1号、1999、pp. 77－100.
- *33 この解釈による人権保障方法は「プリズム技術 *technique du prisme*」と呼ばれている。無差別原則を“通して”、間接的に、他の人権をも保障するものだからである。Voir NIHOUL (P), *L'activisme de la Cour constitutionnelle de Belgique*, p.3. 本論文は憲法裁判所ホームページの Publications の Études に載せられている (最終確認2016年12月3日)。著者 NIHOUL 氏は現在憲法裁判所裁判官である。無差別原則を用いた人権保障の拡大を積極主義 *activisme* として評価し、紹介している。

- *34 DEPRÉ(S), Article 143, VERDUSSEN(M.) (sous la direction de), *LA CONSTITUTION BELGE*, Le Cri, 2004, p.319.
- *35 DEPRÉ(S), op.cit.,(Les conflits d'intérêts), p.167.
- *36 この政治危機については注1に掲げた拙稿「ベルギーの政変について」を参照されたい。国家改革合意に至る背景などについて詳述した。
- *37 PS とは Parti Socialiste フランス語系社会党の略語である。
- *38 Doc. parl., Sénat, sess.ord., 2012-2013, no 5-2232/1.
- *39 *ibid.*, p.183.
- *40 憲法142条2項3号は、「法律、デクレまたは第134条の規定による法律の決定する憲法条文違反」と審査対象を明記している。この「法律の決定する憲法条文」との規定の「法律」とは、同条4項の定めから「特別法」と分かる。この規定から、特別法による権限拡大が可能なのである。
- *41 Doc.parl., Sénat, sess.ord.,2012-2013, no.5-2232/1, rapport de la Commission, pp.152-160 et pp.283-285.
- *42 「均衡を妨げない義務を意味する。」を「妨げないことを前提とする。」に改めている。
- *43 「強制する」という言葉を用いて、ここでも少し表現を改めている。「注意しなければならないことを意味する」よりは、ニュアンスとして一層の拘束性が感じられるが、単なる筆のはしりなのかそれとも何か意味が込められているのかここでは判断しがたい。
- *44 UYTTENDAELE(M.) et VERDUSSEN(M.), op.cit., p.835 et s.
- *45 1980年8月8日制度改革特別法92条の2、§2、§3、§4などを参照。また第6次国家改革に関する特別法43条参照。
- *46 UYTTENDAELE(M.) et VERDUSSEN(M.), op.cit.,p.20 et s.
- *47 *ibid.*, p.19.
- *48 *ibid.*, p.297.
- *49 VERDUSSEN は、「憲法裁判所は、《連邦への忠誠原則をいっそう受け止め、更に一貫性のある使用》をすることにより、《その判例をもっと展開する》機会をそこに見出すだろうと断言しよう。また、憲法裁判所は、連邦への忠誠を他の合憲性のブロックと結びつけ、そうして新たな地平を見出す誘因をそこに見出すであろうと断言しよう。」とまで言い切っている。UYTTENDAELE(M.) et VERDUSSEN(M.), op.cit., p. 297.
- *50 何年も前からベルギーが分裂するとのまことしやかな言説があるが、いまだに分裂しないのはなぜだろうか。それは、ベルギー人達が、そうならないために言語共同体に事実上の拒否権を付与するなど最初の国家改革以来ずっと知恵を絞ってきたからである。今回連邦への忠誠原則統制が導入されたので、いわゆる不誠実な行為に対しては法的制裁が加えられる

ことになったから、連邦制の安定性は遙かに高まったと考えられる。また、最近では「分割された権能の再連邦化 *refédéralisation*」（分割された権能をまた国に戻すこと）も議論され始めている点に注意したい。

*51 DERMINE(P.), *op.cit.*, p.218 et s.

*52 DERMINE(P.), *loc.cit.*